



28 土第 609 号
平成 28 年 12 月 1 日

各建設業団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

県発注工事の入札不調対策に係る特例措置及び
余裕工期設定工事の取組みについて (通知)

このたびの平成 28 年度 11 月補正予算については、県内の景気や雇用の下支えにつながる需要を拡大させ、地域経済を活性化させるとともに、事業効果の早期発現が県民の安全・安心の確保にもつながることから早期に執行する必要があります。

このため、今後とも建設業界の技術者不足等による入札不調対策を講じることとし、平成 24 年度 2 月補正の執行時から継続している入札・契約制度の特例的緩和措置 (平成 28 年 2 月 17 日付け 27 土第 837 号愛媛県土木部長通知) について、引き続き適用いたしますので、適切な賃金の支払い及び適正な価格での下請け契約の締結とともに、新規雇用の推進や積極的な設備投資等による実需の創出に努めていただきますようお願いいたします。

また、施工時期の平準化対策の一つである余裕工期設定工事については、年間を通じての試行をお知らせしておりますが (平成 28 年 4 月 7 日付け 28 土第 1 号愛媛県土木部長通知)、引き続き積極的な実施に取り組むこととしておりますので、技術者の配置計画等に御活用ください。

記

【特例措置について】

1 特例措置の概要

(1) 主任技術者の兼任要件の緩和

工事現場間相互の間隔が 10 km 以内の工事 2 件について兼任可

(2) 現場代理人の設置に係る取扱いの緩和

(ただし、本県工事以外の工事との兼任は、当該発注機関の承諾がある場合に限る。)

① 兼任要件の緩和【継続】

○ 設計金額の上限引き上げ

3,500 万円未満 (建築一式工事は 7,000 万円未満)

○ 兼任件数の緩和

現場代理人 1 人に対して 3 件以内

(ただし、県工事以外の工事と兼任する場合は 2 件まで)

○ 現場間の距離要件の緩和

現場間の移動時間が 30 分以内又は同一建設部・土木事務所管内

② 主任技術者の兼任が認められた工事の現場代理人の兼任承認

建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は、2 件まで兼任を認める。 現場間距離 10km 以内

③ 雇用要件の緩和

○ 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

受注者と変更日の前日以前に直接的な雇用関係があること。

(3) 入札者数の取扱いの緩和

全ての県発注工事及び工事に係る調査、測量、設計業務の入札において、入札者が 1 者の場合でも入札を有効とする。

(4) 相指名業者への下請制限の緩和

指名競争入札における同一の入札参加者への下請について、受注者からの申請により原則承認する。(土木管理課への協議は不要)

(5) 配置予定技術者の入札参加要件の緩和

C等級対象工事(土木・建築設計金額3,000万円未満、その他設計金額1,500万円未満)については、入札参加要件として配置予定技術者の従事経験は求めない。(ただし、企業の施工実績は従来どおり求める。)

2 特例措置の適用対象

本県発注の建設工事及び工事に係る調査、測量、設計業務について適用する。

3 特例措置の適用期間

特段の入札制度改善がある場合を除き、今年度末まで継続して適用する。なお、来年度以降の継続の有無については、改めて検討する。

【余裕工期設定工事について】

1 目的

発注者があらかじめ工期に余裕期間を設定し、受注者が一定の期間内で工事開始日を選択することで、施工時期の平準化を図るもの。

2 対象工事

受注者が工事開始日を選択可能とすることが有益と認められる工事

3 その他

詳細は、「愛媛県余裕工期設定工事の試行に係る事務取扱要領」(平成28年2月1日付け27土第783号愛媛県土木部長通知)を参照のこと。

問い合わせ先

〔建設業法における主任技術者関係〕

土木部土木管理局土木管理課建設業係

土佐、青木、宮下

TEL: 089-912-2644 (係直通)

〔入札参加要件における施工実績関係〕

土木部土木管理局技術企画室技術管理係

河野、中野、永見

TEL: 089-912-2648 (係直通)

〔入札契約制度関係〕

土木部土木管理局土木管理課契約係

松浦、菅、峯松、福井

TEL: 089-912-2643 (係直通)